

# ナミビア月報

(2020年2月)

在ナミビア日本国大使館

## 【内政】

- 最高裁が大統領選挙結果は有効との判断
- 複数の野党はナミビア選挙委員会幹部の辞任を要求
- イトゥラ元大統領候補が2019年選挙に係る判決の再検討を最高裁に要求
- 各政党は、電子投票機(EVM)を使用せず投票用紙を使用するとの選挙委員会の決定を歓迎

## 【外交・対外関係】

- 列国議会同盟議長のナミビア訪問
- ドイツがナミビアの淡水化計画を支援
- 大統領はAU総会へのナミビア政府代表として副大統領を任命
- SADCが大統領選挙結果を支持する最高裁判決を歓迎
- ボツワナ大統領のナミビア訪問
- ナミビア政府、EUによる対ジンバブエ制裁緩和を歓迎
- ロシア国会議長の訪問
- 第10回汎アフリカ女性組織(PAWO)会議の開催

## 【経済】

- ナミビア中央銀行がレポレートの金利を6.25%に引き下げ
- 初めて米国へ牛肉出荷
- 内閣がいわゆる黒人優遇政策(NEEEF)法案の改正案を承認

## 【その他】

- コロナウイルス対策のためホセア・クタコ国際空港に移動式診療所設置
- WHO代表、ナミビアはコロナウイルスに関して“低リスク国”である旨発言
- ナミビア中央銀行が独立30周年記念紙幣を発行

## 【内政】

### ●最高裁が大統領選挙結果は有効との判断

5日、ナミビア最高裁は、(1)昨年11月の大統領選挙の際、「投票記録用紙」が印刷されることなく電子投票機(EVM)が使用されたことは違法であった、(2)他方、このことにより、大統領選挙の全体的な結果が影響を受けたという証拠は示されなかったとして同

選挙の結果を是認する旨の判決を下した。大統領選挙の際のイトウラ候補（無所属）他が求めていた同選挙の無効及びやり直しは認められなかったものの、最高裁が、本年3月21日までに「投票記録用紙」の運用を是正するよう政府に対して命じたことは、同候補にとっての勝利と言える。今次訴訟の原告であり、昨年の大統領選挙の際にガインゴブ現大統領の最大の対抗馬であったイトウラ候補は、判決公表の直後、ガインゴブ大統領は今次判決をもって正当なる国家元首と認められたと述べるとともに、自らも選挙結果を受け入れる旨述べ、併せて同大統領の当選に祝意を表した。（6日付ニューエラ紙1,2面, ナミビアンサン紙1面）

### ●複数の野党はナミビア選挙委員会幹部の辞任を要求

土地無き人々の運動(LPM: Landless People's Movement)と国民統一民主機構(NUDO: National Unity Democratic Organisation)は、ナミビア選挙委員会(ECN: Electoral Commission of Namibia)のTheo Mujoro委員長及びその他5名の委員の即時解任を求めた。この要求は、5日の最高裁判決、すなわち、チャールズ・ナモロ地方政府・住宅・地方開発大臣(当時)が、個々の有権者の投票結果を検証するための記録用紙を伴わない電子投票機(EVM: Electronic Voting Machines)の導入を指示したことは違憲であるとの判決を受けて行われたものである。また、最高裁は同判決において、EVMを使用するすべての選挙で記録用紙を使用するよう命じた。カウアンデンゲ NUDO 事務局長は、(1)ECNの現委員たちには憲法及び選挙規定を遵守する意識が欠如しており、有罪判決を受けなかったからといって、今後もこの国で選挙を管理・運営することは許されない、(2)ECNは与党 SWAPO への依存から脱却し、真に独立した機関になる必要がある、(3)NUDOは最高裁が本年3月21日までにすべての選挙で記録用紙が使用されるよう措置を講じることを命じたことに満足している旨述べた。（7日付ニューエラ紙1面）

### ●イトウラ元大統領候補が2019年選挙に係る判決の再検討を最高裁に要求

2019年大統領選挙のイトウラ候補（無所属）は、最高裁は他国における同様の訴訟での裁判に倣いその手続きが違憲判決が下された昨年の大統領選挙を無効にしなければならない旨主張。先週最高裁は、投票結果を検証するための記録用紙を伴わないEVMの使用は違憲であると判決した。「イ」元候補は米国、ケニア、インド、マラウィなどの最高裁は、選挙実施過程において違法な行いが発覚した場合には選挙結果は無効と判断されるとしており、参考にすべきと主張。EVMの使用には記録用紙を必要と定め選挙法を部分的にしか実施しないとのチャールズ・ナモロ地方政府・住宅・地方開発大臣(当時)による決定は違憲であり無効であったと判決が下ったにも関わらず、最高裁は2019年の大統領選挙結果の破棄及び再選挙を全会一致で却下した。また、最高裁は、2014年選挙法に基づいて2020年3月21日以前に実施された選挙当選者の有効性は今次裁判からいかなる影響も受けないとした。「イ」元候補は、ECN及び政府に対して将来的に法を遵守するよう命じるだけの最高裁の判決は、「イ」元候補や他の元候補者、また有権者に対しても不公正であると

主張している。(12日ニューエラ紙1面, ナミビアンサン紙1面, 13日ナミビアン紙1面)

●各政党は、電子投票機(EVM)を使用せず投票用紙を使用するとの選挙委員会の決定を歓迎

各政党は、予定されている補欠選挙において電子投票機(EVM)を使用せず投票用紙方式とするとの選挙管理委員会(ECN)の決定を歓迎した。ECNのNotemba Tjipueja委員長は、3月9日に実施されるOtjiwarongo及びOpuwo選挙区の補欠選挙で、(昨年の選挙で使用した)EVMではなく投票用紙を使用する旨発表。この決定は、記録用紙を伴わないEVMの使用は違憲であるとした5日の最高裁判決に準拠し、14日にECNと各政党が行った会議で下された。(17日付ナミビアン紙5面, ニューエラ紙3面, ナミビアンサン紙1面)

【外交・対外関係】

●列国議会同盟議長のナミビア訪問

列国議会同盟(IPU: Inter-Parliamentary Union)のガブリエラ・バロン議長は、IPU加盟国との関係強化及びIPUの南部アフリカ地域での活動についての協議のため、4日間(2月3日-6日)ナミビアを訪問中である。ピーター・カチャビビ国民議会(下院)議長やベルナード・シバラタニ国民評議会(上院)議長との協議において、「バ」IPU議長は、ナミビアがIPUのプログラムや活動の多くに積極的に関与していることを賞賛した。「バ」議長は、IPU加盟国議会のうち、何らかの形でSDGsへの対処をしているのは14%のみであるとして、SDGsへの取組のペースが遅いことを嘆いた。また、「シ」国民評議会議長は、議会及び議員の能力強化の必要性について説明するとともに、ナミビア議会が男女平等を実現しているとの顕著な成果に触れ、この成果はIPUの支援によって維持が可能である旨述べた。(6日付ニューエラ紙8面)

●ドイツがナミビアの淡水化計画を支援

ドイツ政府は、飲料水の持続可能な供給源を確保する目的でナミビア政府が取り組んでいる海水淡水化計画のフィージビリティ調査を支援するため動き出した。ドイツのKfW開発銀行の協力を得て、首都ウィントフック等中央地域を含むナミビア中央部及び中央沿岸部への給水に関して長期的な解決策を提供するため、フィージビリティ調査が実施されることとなった。ドイツ大使館は声明で、既に海水淡水化に係わるフィージビリティ調査は開始されており、沿岸部及び中央地域での今後予想される水需要の詳細な分析を行っており、今後、淡水化のオプション、必要となる送水システムや電力インフラについての提案作成などが行われる予定であるとしている。ナミビア水道公社(Namwater)のエイブラハムCEOは、ナミビアが直面している水の安全保障の課題には、活用できる全てのリソース、即ち財政的、人的、物的なリソースを統合する協力が求められている旨強調した。(6日付コンフィデンテ紙8面)

### ●大統領は AU 総会へのナミビア政府代表として副大統領を任命

ガインゴブ大統領は、エチオピアのアディスアベバで9日から開催される第33回 AU 総会にナンゴロ・ムブンバ副大統領を政府代表として派遣するとした。4日、「ガ」大統領は今年の6月までは外遊しない旨述べており、AU 総会にも出席しない方針。同 AU 総会は「Silencing the Guns: Creating Conducive Conditions for Africa's development(銃の沈黙: アフリカの発展に寄与する条件の創造)」のテーマの下開催される。焦点は、AU 及びアフリカ大陸自由貿易圏(AfCFTA: African Continental Free Trade Area)の組織的リフォーム、アフリカの平和と安全保障、2020年のAU議長選出である。エジプトのエルシーシ大統領は、南アフリカのラマポーザ大統領に AU 議長を引き継ぐ。ナミビアのムクサ AU 常駐代表は、今年のテーマは、アフリカ大陸における紛争の根本原因への対処や、違法な小型武器の流れの根絶に焦点を当てることによりアフリカ大陸における平和及び安全保障の議題に取り組むことである旨述べた。(7日付ニューエラ紙5面)

### ●SADC が大統領選挙結果を支持する最高裁判決を歓迎

5日、ジンバブエのムナンガグワ大統領は、SADCの政治・防衛・安全保障協力委員会議長として、2019年11月に行われたナミビア大統領選挙の結果を支持した最高裁判決を歓迎した。他方で、SADCは、ナミビア政府及び選挙関連機関は最高裁の判決を実施するように、また、全ての利害関係者は同最高裁判決を尊重すべきであると主張している。(10日付ニューエラ紙1面)

### ●ボツワナ大統領のナミビア訪問

13日、ボツワナのマシシ大統領が公務のためナミビアを日帰り訪問した。(14日付ナミビアン紙3面、ニューエラ紙15面、ナミビアンサン紙マーケットウォッチ1面)

### ●ナミビア政府、EUによる対ジンバブエ制裁緩和を歓迎

24日、ナミビア政府は、EUがジンバブエに課している制裁対象者のうち、チウエンガ副大統領、グレース・ムガベ前大統領夫人、シリ農業大臣及びシバンダ軍司令官に対する制裁を解除するとの判断をしたことについて、歓迎した。しかしながら、EUとしては、人権侵害を理由として武器禁輸及びジンバブエ国営軍関連会社に対する制裁措置についてはこれを継続するとしている。アシパラ＝ムサヴィ国際関係・協力省次官は、EUに対し、対ジンバブエ制裁のその他の制裁措置についても解除するよう呼びかけ、ジンバブエと SADC 地域が必要としているジンバブエの経済改革の実施のため、その政府と国民を建設的にエンゲージするよう要請した。(25日付ニューエラ紙1面)

### ●ロシア国会議長の訪問

先週、Matviyenko ロシア連邦院(上院)議長他はナミビア国民評議会(上院)の招待により来訪し、カチャヴィヴィ国民議会議長及びシバラタニ国民評議会議長等議会関係者と

合同会議を開催した。カチャヴィヴィ国民議会議長は、二国間協力について議院交流及びSDGsの取り組みについてモニタリングや評価で協力したいとの提案を行った。Matviyenko連邦院議長は、二国間の議院交流の重要性を認め、関連の議院交流に係る覚書の署名の必要性を示唆した。また、Matviyenko議長は昨年のロシア・アフリカフォーラムの際のプーチン大統領とガインゴブ大統領の首脳会議で意見交換されたエネルギー分野での協力の可能性に言及した。更に、二国間協力の可能な分野としては、ナミビア人奨学生を受け入れ拡大、青年交流及び資源探査分野での協力等がある。(25日付ニューエラ紙10面)

### ●第10回汎アフリカ女性組織(PAWO)会議の開催

26日、第10回汎アフリカ女性組織(PAWO: Pan African Women's Organization)会議が開催され、その開会式の挨拶で、ガインゴブ大統領は、ナミビアの男女機会均等政策に触れ、現在、ナミビア国民議会の45%以上が女性議員で占められ、国民評議会については23%以上が女性議員である旨述べた。なお、ガインゴブ大統領は、2018年アフリカ・ジェンダー優秀賞を受賞しており、2019年、ナミビアは男女不均等の解消努力に関連した「アフリカ・ジェンダー指標」ではアフリカ諸国中上位3か国に入っている。(27日付ニューエラ紙1面、ナミビアンサン紙3面)

### 【経済】

#### ●ナミビア中央銀行がレポレートの金利を6.25%に引き下げ

20日、ナミビア中央銀行の金融政策委員会(MPC: Monetary Policy Committee)は、レポレートの金利を25ポイント引き下げ、6.25%とすることを発表した。レポレートとは、商業銀行が資金不足などに陥った際中央銀行が資金を貸す際に用いられるレートである。シイミ中央銀行総裁は、この決定は国際的、地域的、国内的経済及び金融事情を再検討した上で行われたと述べた。(20日付ニューエラ紙ビジネス9面、ナミビアンサン紙1面)

#### ●初めて米国へ牛肉出荷

18年間にわたる米国とナミビアの二国間協議を経て、初めて牛肉を米国に輸出した。ネトウンボ・ナンディンダイトワ副首相は、米国へ向けた初めての牛肉出荷はナミビアの経済外交の進展のなかでの大きな成果であるとし、これはナミビアと米国との二国間関係が二国間協定及びアフリカ機会成長法(AGOA: African Growth and Opportunity Act)を通じて強化され、実を結んでいることを示している旨述べた。また、18年前に交渉が始められた際、米国は世界で最も牛肉を消費するマーケットであったにもかかわらず、アフリカ諸国は米国に牛肉の輸出をしていなかったと発言。今回のナミビア牛肉の輸出は、米国の輸入要件を全て満たしていることが監査により保証されたことで実現した。これにより、骨なし生牛肉、冷凍及び冷蔵の骨なし牛肉を輸出する。(20日付ナミビアン紙12面、ニューエラ紙4面、ナミビアンサン紙1面、コンフィデンテ紙8面)

### ●内閣がいわゆる黒人優遇政策(NEEEF)法案の改正案を承認

内閣が新公平経済エンパワーメント枠組法(NEEEF: New Equitable Economic Empowerment Framework)(注:いわゆる黒人優遇政策法)の改正案を承認。この法案は2018年に提出される予定であったもので、アパルトヘイト時代に優遇されていた白人(previously advantaged Namibians)は、その所有権の25%を差別等により所有を許されなかったナミビア人(previously disadvantaged Namibians)へ譲渡すべきとの条項など、その内容について議論がなされていた。これに対し、「ガ」大統領は内閣に対する説明で、25%の所有権の譲渡は広範囲の受益者をエンパワーメントすることに繋がらないため、廃止すべきである旨述べた。評論家は、この条項の削除は、国を離れると脅していた国内の企業への譲歩となるとともに、外国投資家に対して政策の確実性を示すことに繋がると分析している。(21日付ナミビアン紙3面)

### 【その他】

#### ●コロナウイルス対策のためホセア・クタコ国際空港に移動式診療所設置

4日、保健・社会サービス省は国防省と協力し、20病床を備えた移動式診療所をホセア・クタコ国際空港に設置した。この移動式診療所は、コロナウイルス感染が疑われる患者に対し、空港で即座に診療を行えるよう、オカハンジャの軍事基地から移設された。ベッド18床、集中治療用のベッド2床、ストレッチャー1台を備えた応急処置室と、ストレッチャー4台を備えた救急科が完備されている。(11日付ナミビアン紙3面)

#### ●WHO代表、ナミビアはコロナウイルスに関して“低リスク国”である旨発言

WHOのサゴエ＝モゼス駐ナミビア代表は、コロナウイルスについて、ナミビアはアフリカにおける“低リスク国”である旨発言。首都ウィントフックにあるUNハウスに於いて、サゴエ＝モゼス代表は、ナミビアはこれまでのところ、コロナウイルス感染が報告されておらず、中国との間の旅行者の数が他のアフリカ諸国と比較して少ないことから判断し、低リスク国に分類したと述べた。他方で、これはコロナウイルス対策を緩和して良いという意味ではなく、依然として国際保健規則に定められる対処要領を遵守しつつ引き続き感染症管理体制の維持に努力していく必要があるとした。(13日付ニューエラ紙3面)

#### ●ナミビア中央銀行が独立30周年記念紙幣を発行

ナミビア中央銀行は、独立30周年を記念し、3月21日に記念紙幣を発行する旨発表した。ナミビア中央銀行のハイヤンボ戦略コミュニケーション部長は、記念紙幣の発行は世界でも一般的な慣行である旨述べた。(17日付ナミビアン紙12面)

(了)